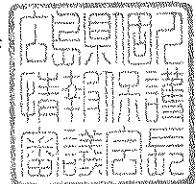


広個人審議第1号
平成27年6月2日

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤田誠



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う広島県個人情報保護条例の改正方針について（答申）

平成27年4月21日付け総務第124号で諮問のことについては、別紙のとおりです。

(別紙)

1 特定個人情報の範囲について

死者の個人情報及び「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」のうち他の情報との照合が容易でないもの（以下「死者の個人情報等」という。）は、番号法上の個人情報には該当しないものの、本県においては、これらも個人情報として保護している趣旨を踏まえ、条例における特定個人情報には、死者の個人情報等を含めることが適当である。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）において、特定個人情報とは、「個人番号をその内容に含む個人情報」と定義されており、また、地方公共団体が保有することとなる特定個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって、個人番号をその内容に含むものと規定されている。

強力な個人識別機能を有する個人番号をその内容に含む特定個人情報及び特定個人情報のうち番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録される情報提供等の記録（以下「情報提供等記録」という。）については、番号法において、適正な取扱いを確保するために一般の個人情報保護法令よりも厳格な保護措置が講じられるとともに、地方公共団体に対して必要な措置を講じるよう求めており、広島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）において、保護すべき「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を定義しておく必要がある。

個人情報について、条例第2条第2項では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。一方、個人情報保護法第2条第1項では、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とされている。

死者は自己情報の開示請求を行うことができないため、番号法は、生存する個人に関する情報のみを個人情報の対象としており、死者の情報を含んでいない。しかし、本県では、従前より死者の個人情報についても保護の必要性が認められるとして、条例で保護の対象としていること、番号法は、個人番号については死者のものも含めて利用範囲を厳しく制限するなどの保護措置を講じていることを踏まえると、条例において、生死の別により特定個人情報の取扱いに差異を設けることの積極的な理由は見当たらない。

また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるものを個人情報に含めるに当たり、条例では、従前から「容易に」照合し得ることを要件としておら

ず、番号法上で「容易に」照合し得ることを要件としたからといって、「特定個人情報」に限りこれを要件とする積極的な理由は見当たらない。

よって、条例における特定個人情報は、死者の情報等を含む条例上の個人情報に個人番号が付されたものとすることが適当である。

2 特定個人情報の開示に要する費用の取扱いについて

番号法では、行政機関個人情報保護法に基づき徴収している自己情報開示請求に係る開示手数料を免除する制度を設けているが、本県においては、これまでも開示手数料を徴収していないことなどから、特定個人情報の開示請求に係る文書の写し等の交付に要する費用についての免除規定は設けず、現行の制度を維持することが適当である。

(説明)

国においては、行政機関個人情報保護法において、行政文書1件につき300円（電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合は200円）の開示手数料を徴収（閲覧のみの場合や不開示の場合も徴収）しており、特定個人情報の開示請求についても、原則として同様に徴収することとしているが、特定個人情報については、不正に取り扱われていないかといった国民の危惧に対応するため、経済的事情によらず特定個人情報を確認できるよう、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、申請により開示手数料を免除できることとしている。

一方、本県においては、もともと開示手数料は徴収しておらず、自己の個人情報が記載されている行政文書の写しの交付を希望される方についてのみ、その交付に要する費用として実費相当額の負担を求めていた。

このように、本県の費用と国の開示手数料とはもともとその設定の考え方方が異なっており、本県では無料での申請及び閲覧が可能となっていることなどを踏まえると、特定個人情報の開示請求に係る文書の写し等の交付に要する費用についての免除規定は設けず、現行の制度を維持することが適当である。

3 番号法第31条に基づく措置について

番号法第31条の規定に基づき、番号法に沿って特定個人情報の適正な取扱いの確保等のために必要な措置を条例で定めることが適当である。

(説明)

番号法第29条及び第30条は、行政機関個人情報保護法等について、規定の一部を適用除外したり、読み替えたりすることにより、特定個人情報の取扱いに関する特例を定めたものであり、これらの規定は、国の行政機関等における特定個人情報

の取扱いについて定めた規定であるから、地方公共団体には適用されない。このため、番号法第31条は地方公共団体に対して、国の行政機関等が講じる措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置及び保有する特定個人情報の開示、訂正、利用停止等を行うために必要な措置を講じることを求めている。

したがって、前記1及び2を踏まえた上で、県の実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保等に必要な措置について、番号法第29条及び第30条に沿って、条例で定める必要がある。

なお、条例で定める主な内容は次のとおりである。

(1) 特定個人情報の取扱いに関する事項について

ア 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、目的外利用が可能な場合を「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する。

イ 情報提供等記録については、目的外利用を禁止する。

(2) 特定個人情報の開示等を行うための措置について

ア 特定個人情報に限り、任意代理人による自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（情報提供等記録にあっては、開示請求及び訂正請求）を認める。

イ 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求を認める場合に、番号法の規定に違反して特定個人情報が取り扱われている場合を加える。

ウ 情報提供等記録の利用停止請求は認めない。

エ 他の法令等で条例と同様の開示が認められる場合には、重複して条例による開示を行わないこととしているが、特定個人情報については、他の法令等による開示と併せて条例による開示も行うこととする。

4 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 4 月 21 日	・ 諮問を受けた。
平成 27 年 4 月 27 日 (第 1 回審議会開催)	・ 諮問の審議を行った。

5 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
宮 政 利	広島県議会議員	県議会の議員
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者